

認定を受けられる中小企業の規模（中小企業等経営強化法第2条第1項）

※ 税制支援は対象となる規模要件が異なります。

業種区分	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下